

環保第69号
令和3年（2021年）4月15日

一般社団法人熊本県産業資源循環協会
会長 野原 雅浩 様

熊本県環境生活部長

解体等工事における石綿規制の強化等に関する説明会の開催及びその
周知について（依頼）

本県の環境保全行政の推進につきましては、平素から御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、標記の件については、解体等工事（建築物等（建築物その他の工作物をいう。）の解体、改造又は補修作業を行う建設工事をいう。以下同じ。）に伴う石綿の飛散防止を徹底することを目的とした大気汚染防止法の一部を改正する法律が令和3年（2021年）4月1日から施行され、大気汚染防止法の規制対象がすべての建材に拡大、県への事前調査結果報告の義務付け及び作業基準遵守の徹底のための直接罰の創設等、対策が一層強化されたところです。

つきましては、石綿飛散防止対策の適切な実施を図るため、石綿に関する規制が同様に強化された石綿障害予防規則を所管する熊本労働局と連携し、別紙のとおり、解体等工事関連の事業者を対象とした改正内容の説明会を開催することとしましたので、貴会員に対して周知いただきますようよろしくお願いいたします。

また、石綿の飛散防止対策を円滑かつ的確に実施するための下記マニュアルについて、併せて周知いただきますようお願いいたします。

記

「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル（令和3年（2021年）3月厚生労働省、環境省）」

URL：https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_71.html

《担当》

熊本県環境生活部環境局 環境保全課

大気・化学物質班 中島、木山

Tel：096-333-2269 Fax：096-387-7612

Email：nakashima-ny@pref.kumamoto.lg.jp

(別紙)

解体等工事における石綿規制の強化等に関する説明会の概要及び出席者申込用紙

申込期限:各会場において、開催日の1週間前まで

送付先 :熊本県環境生活部環境局環境保全課 大気・化学物質班 中島宛

Mail:kankyohozen@pref.kumamoto.lg.jp

FAX:096-387-7612

所属名等	氏名	参加会場 ※
所属名:		
所在地:		
TEL:		
Mail:		

※参加会場は、次の1～6から選択してください。

- 1 令和3年(2021年)6月 1日(火)県庁地下大会議室(熊本市中央区水前寺6丁目18-1)
- 2 令和3年(2021年)6月 8日(火)県南広域本部大会議室(八代市西片町1660)
- 3 令和3年(2021年)6月15日(火)県天草広域本部大会議室(天草市今釜新町3530)
※県庁舎の駐車場に停めれない場合は、本渡港大矢崎緑地公園の駐車場に停めてください。
- 4 令和3年(2021年)6月22日(火)県玉名地域振興局大会議室(玉名市岩崎1004-1)
- 5 令和3年(2021年)6月29日(火)県球磨地域振興局中会議室(人吉市西間下町86-1)
- 6 令和3年(2021年)7月 6日(火)県菊池地域振興局大会議室(菊池市隈府1272-10)

※ 説明会の時間は、すべての会場で13時30分～17時00分(受付開始13時00分)です。
また、説明会は以下の内容を予定しています。

- (1)大気汚染防止法改正に係る解体等工事における石綿規制の強化:県環境保全課
- (2)(仮称)解体等工事におけるアスベスト対策(石綿障害予防規則関係):熊本労働局

※ 新型コロナウイルス感染症対策のため、参加会場の変更や人数の制限をお願いすることがあります。
連絡先(TEL、Mail)の記入及び当日の体調管理について御留意いただきますようお願いいたします。

環水大大発第 2103312 号
令和 3 年 3 月 31 日

都道府県・大気汚染防止法政令市
大気保全担当部（局）長 殿

環境省水・大気環境局
大気環境課長

建築物の解体等における石綿飛散防止対策の実施について

建築物の解体等における石綿飛散防止対策については、日頃より格別のご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、石綿の飛散防止対策を円滑かつ的確に実施するために、今般、「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル（平成 24 年 3 月環境省）」を改訂するとともに、厚生労働省の所管する労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。）に基づく石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号。）及び「労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」に基づく「石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル（平成 30 年 3 月厚生労働省）」と統合し、「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（令和 3 年 3 月厚生労働省、環境省）」として別添のとおり、とりまとめました。

本マニュアルを参考に事業者への指導の徹底に努められるようお願いいたします。